

「福岡市社会福祉事業団 第2次経営計画」(概要)

I 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の期間

II 事業団を取り巻く環境の変化

- 1 国の障害福祉施策の改革
 - (1) 支援費制度(平成15年度)
 - (2) 障害者自立支援法(平成18年度)
 - (3) 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正(平成22年度)
 - (4) 障害者総合支援法(平成25年度)
- 2 国の制度改革及び福岡市の行財政改革
 - (1) 指定管理者制度の導入等
 - (2) 福岡市の行財政改革
 - ① 福岡市第3次外郭団体改革実行計画(計画期間;平成25年度~28年度)
 - ② 福岡市補助金ガイドライン(平成25年10月)

III 事業団の課題

- 1 財政基盤の強化と経営の視点
- 2 本部機能のあり方及び補助金の見直しへの対応
- 3 組織体制・定数
- 4 人件費
- 5 専門性の維持・継承
- 6 実施事業の見直し

IV 今後の経営方針

- 1 事業団が有する高度な専門性
- 2 事業団の将来あるべき姿の具体化
 - ◆障がい児・者及びその家族が、住み慣れた地域社会で安心して生活していけるよう、本計画期間中に、事業団の将来あるべき姿を具体化し、財務基盤の強化に取り組む等、自立的経営を目指す。
 - ・先駆的な役割
 - ・公的関与度の高い、中立・公平性を求められる分野の担い手
 - ・福岡市のシンクタンクの機能
- 3 事業団が有する高度な専門性を活かして担う役割
 - (1) 先駆的・モデル的事業実施の担い手
 - (2) 福岡市の障がい福祉施策の中核的担い手
 - (3) 民間事業者への支援

4 充実・強化する主な事業

- (1) より高度な専門性を必要とする障がい児・者支援に関する事業
 - 障がい児支援
 - 発達障がい児・者支援
 - 強度行動障がい児・者支援
 - 高次脳機能障がい児・者支援
- (2) 相談支援に関する事業
- (3) 就労支援に関する事業
- (4) 障がい者スポーツに関する事業
- (5) 地域福祉の推進に関する事業

5 財務基盤の強化

- ◆自立的経営と経営の安定化のため、経営努力の結果生じた剰余金が、将来必要となる資金として活用できるようにする。
- ◆自立的経営には、一定のリスクが生じることを認識した上で、予算の積算方法を見直す。
- ◆経費削減や自主財源の確保などを検討・実施し、責任をもって経営に取り組む。

6 組織のあり方

- ◆法人本部の組織を再編するとともに、人件費の削減を進める。
- ◆職員定数の適正化等のため、定年退職者の継続雇用のあり方や役割等の明確化を図る。
- ◆改正労働契約法に対応するため、嘱託員の労働条件の見直しや果たすべき役割の明確化を図る。

7 人事・給与制度のあり方

- ◆事業団の将来設計を踏まえ、職員のやる気と自律性を高める人事・給与制度のあり方について検討・構築に取り組む。

8 人材育成

- (1) 経営意識（感覚）の醸成
- (2) 組織の活性化
- (3) 専門性の維持・継承

V 計画の実施及び進行管理など

1 計画進捗の具体化及び計画の進捗状況報告

- ◆計画を具体的かつ着実な取組とするため、取組事項、工程表及び成果指標・数値目標等を定める。
- ◆進捗状況等については、毎年度決算理事会において報告する。

2 進行管理

- ◆計画の実施に当たっては、P（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルによる進行管理を行う。

3 透明性の確保

- ◆事業の実施状況や財務情報など、積極的な情報公開や広報に努める。